

2026（令和8）年度

にじいろ武蔵小金井学童クラブ
利用者募集要項



運営法人 ライクキッズ株式会社

I 学童クラブとは

学童クラブは、児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業として、保護者の就労等の理由により放課後に適切な保護を受けられない児童を対象とした、放課後の遊びや生活の場です。子どもたちは学校での生活が始まると、朝から授業が終わる時間まで半日以上を学校内で過ごします。現在の子どもたちの下校時間を見ると、4時間授業の日は13時頃、5時間授業の日は14時10分頃、6時間授業の日は15時10分頃となっており、学年が上がるにつれて、放課後の時間は短くなっていきます。

学童クラブの生活は放課後から始まります。そこが保育園や幼稚園での生活と大きく異なるところです。また、保護者の就労時間などだけでなく、子どもたちの学年や生活状況などによっても放課後の生活は異なり、学童クラブの利用時間や必要度が違ってきます。

学童クラブでは、遊びや活動などを通じて自主性、社会性などを培い、子どもたち一人一人が放課後自立した生活を送る力を身に付けることを目指し、家庭と協力して支援を行っています。

1 対象児童

学童クラブの対象児童は、以下に掲げる要件をすべて満たす児童です。

- (1) 定 員 40名以内
- (2) 住 所 小金井市内在住の児童
※小金井市立第一小学校の児童が優先となります
- (3) 学 年 小学校1年生から4年生。
※低学年児童が優先となります
- (4) 利用要件 保護者と児童の状況が学童クラブ利用要件（3ページ参照）に該当する児童

2 利用期間

利用開始日から翌年3月末日です。1年ごとの申請（年度単位の利用）となります。

受け入れ人数に空きがある場合は、年度途中からの利用ができます。

3 開設日

- (1) 学童クラブを開設する日 月曜日から土曜日までの毎日
- (2) 学童クラブが休みとなる日 日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日
12月29日～1月3日

4 開設時間

月曜日～金曜日	放課後～20時
土曜日、学校休業日 ※	8時～20時

※18時～19時は延長時間（市）、19時～20時（独自）になります。

詳しくは3ページをご確認ください。

※17時～20時は、保護者（または大人の代理人）の方のお迎えが必要です。

※学校休業日＝夏休み等の長期休業日、行事振替日等

5 費用

(1) 利用料：

令和7年度の世帯の市・都民税課税標準額	育成料（月額）	延長育成料（月額）
500万円以上	9,000円	2,000円
300万円以上500万円未満	7,000円	2,000円
150万円以上300万円未満	5,000円	2,000円
150万円未満	3,000円	2,000円
市・都民税非課税世帯及び生活保護世帯	無 料	無料

※延長育成は18:00～19:00となります。19:00～20:00は独自延長利用となります。

(2) 独自延長利用料：

入会が確定次第、「にじいろ武蔵小金井学童クラブ延長利用申請書」を送付させていただきます。そちらで申請をしていただき、改めてライクキッズ㈱より承認通知書を送らせていただきます。

利用種別	月ぎめ利用	スポット利用 （1日毎に利用する）
実施内容	毎月、時間延長が必要なご家庭の児童を対象と致します。	急な残業や不規則な就労時間等で、1日ごとに延長利用の要否が変わるご家庭の児童を対象と致します。
登録方法	入会決定後、延長登録書類の事前提出	入会決定後、延長登録書類の事前提出
実施日	月曜日～土曜日19時00分～20時00分 ※ご利用者がいる日・時間のみ時間延長を実施します。 ※ご利用者がいない場合は実施しておりません。	
降所方法	必ずお迎え	必ずお迎え
利用料金	月額2,500円	日額500円（月額上限2,500円）

スポット利用要件

スポット利用を希望する方は、以下の①～③の全てに該当することが必要です。

- ① にじいろ武蔵小金井学童クラブに入会していること。
- ② 急な残業や不規則な就労時間等（就学、看護等も含む）により延長利用が必要であること。
- ③ 20時までに、保護者またはそれに代わる方がにじいろ武蔵小金井学童クラブへお迎えに来ること。

(3) 納付方法 □座振替による納付

6 利用要件

学童クラブを利用できる要件は、小金井市の入会要件に準じ、以下(1)～(2)いずれかの要件を満たすことが利用要件となります。

(1) 入所の要件

入所の対象となる児童は、市内に居住し、保護者が就労しているなどの理由により日常的に放課後の保育を受けることが出来ない児童です。

※「保護者」とは、現に児童を監護する親権者を指します。

※「日常的に放課後の保育を受けることが出来ない」とは、保護者が保育することが出来ない時間が、月曜日から土曜日までの正午から午後6時の時間帯に4時間以上（通勤時間を含む）あり、その日数が週4日以上（1か月に16日以上）あることをいいます。

(2) 入所の制限

児童が感染性の疾病にかかっているときや、心身が虚弱で学童保育所における集団生活に適さないと認められるときは入所できません。

Ⅱ 令和8年度 にじいろ武蔵小金井学童クラブ募集要項

※現在、施設開所に向けて内装工事実施中となっております。

今後、施設見学が可能になりましたら施設HPにて掲載いたします。

1 利用申請の流れについて

学童クラブ利用案内
・利用申請書類配布
10/1(木)～

■配布場所：にじいろ武蔵小金井学童クラブ ホームページ

●第1期申請期間●2026年12月中に利用開始を希望する方

第1期申請受付
10/1(木)
～11/11(水)
(日曜、祝日は除く)

★申請については、2ページ対象児童及び4ページ利用要件をご確認ください。

★必要書類をすべてご用意ください。

・就労、就学等それぞれの条件により用意していただく書類が異なりますのでご注意ください。

・書類は直接施設へご提出ください。

※書類に不備があると受付できない場合があります。

※この期間は先着順ではありません。

調査・確認

★学童クラブから、保護者・職場へ電話確認を行う場合や追加資料の提出をお願いする場合があります。

審査、決定

★利用基準指数等をもとに審査を行い、指数の高い順に定員数まで利用できる方を決定します。申請数が定員を超えている場合、利用決定順位以降の方は利用待機となります。

決定通知書を必ず開封して内容をご確認ください(11月21日付発送)

●12月から利用できる場合
「入会承認通知書」を郵送します。
その他資料も同封しますので、
ご確認ください。

●12月から利用できない場合
ご利用ができない旨のご案内を郵送します。
内容につきましてはライクキッズ㈱までお問い合わせください。

※第1期申請期間において定員に達しなかった場合、2026年12月1日以降に別途、申請を受け付けます。

2 利用申請手続きについて

- (1) 利用申請は、年度ごとに必要です。
- (2) 民設民営学童保育所及び公設学童保育所の二重在籍はできません。

3 一括申請受付期間・受付等

- (1) 受付期間 第1期 2026年10月1日(木)～2026年11月11日(水)
 第2期 2026年12月1日(火)～
 *第2期は受け入れ人数に空きがある場合のみ受付
- (2) 受付 下記まで郵送にてご提出をお願いします。
 - ・ライクキッズ株式会社 公的運営部 公的運営第4課
 - ・住所：150-0043
 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号 渋谷マークシティウエスト17F
 - ・電話：03-6431-9794

4 申請に必要な書類

下記書類のうち、(1)、(2)、(3)は児童 1 人につき 1 組提出下さい。(4)および(5)は、兄弟姉妹同時申請の場合 1 組で結構です。また、公設学童も併願される場合には、一部、市役所に提出の書類の写し(コピー)でも可能です

- (1) 提出書類確認票(児童 1 人につき 1 枚必要)
提出書類の欄に□を入れ、他の書類と合わせてご提出ください
- (2) 入所申請書(児童 1 人につき 1 枚必要)
- (3) 重要事項確認書(児童 1 人につき 1 枚必要)
記載内容を確認し、□を入れた上、署名したものを提出して下さい
- (4) 保育の必要性を証明する書類等(状況により提出書類が異なりますので、ご相談下さい。
☆保護者(父母双方)の書類が必要です

(※公設学童保育申請書類、市役所提出のコピーで可能)

保育に当たれない理由	申請書に添付が必要となる証明書類
就労	〈会社等に雇用されている方〉就労証明書(指定用紙) 〈自営業の方〉就労証明書(指定用紙) ※ご自身が証明者となり就労証明書を作成して下さい。なお、自営業の就労内容を証明できる書類の写しも添付して下さい 例：登記簿謄本、開業届、営業許可証、請負契約書、受注票、事業所の賃貸契約書など
保護者自身の疾病	診断書
保護者自身の障害	身体障害者手帳(写し)、愛の手帳(写し)、専門医の診断書等
就学	在学証明書(写し)※公的な職業訓練校を含む
介護・看護	被介護・看護者の診断書等
求職中 (求職活動のため 外出を状態とする 場合)	求職活動申告書等 ※求職中を要件として入所する場合は、年度中に1回のみ、3カ月を限度に承認します
≪育児休業取得者及び取得予定者について≫ ※12月1日時点で育児休業を取得する者は令和8年度中に復職する必要があります ※育児休業の取得期間については、就労証明書の取得期間で確認いたします	

(5) 市・都民税標準額が分かる書類（必要な方のみ）

（※公設学童保育申請書類、市役所提出のコピーで可能）

市・都民税標準額を証明するため、保護者（父母のみ）それぞれの方について下記①～④のいずれか一つが必要です。ただし、令和7年1月1日に小金井市に在住していた方は提出を省略することができます

① 令和7年度市民税・都民税特別徴収税額通知書

（令和7年6月～8月ごろ、給与袋等に同封して通知されたもの）

② 令和7年度市民税・都民税納税通知書

※上記①か②の通知書がお手元がない場合、下記③の証明書

（令和7年1月1日に住所のあった区市町村で発行）又は④の申告書が必要です

③ 令和7年度市民税・都民税（非）課税証明書

④ 令和6年分の年間収入申告書（海外に赴任されていた場合など 書式は任意）

5 転居や指定校の変更に伴う手続きについて

転居や指定校変更申立の結果などによって学童クラブを変更する場合は、速やかににじいろ武蔵小金井学童クラブの職員にご相談ください。

6 配慮を要する児童の受入れについて

配慮を要する児童とは、学童クラブでの育成にあたり、心身の成長・発達等による、個別的配慮が必要な児童です。

学童クラブでは、配慮を要する児童の入会希望があった場合、児童の安全確保及び対応が可能な範囲で受け入れています。

- ・障がいの程度が知的障がいであって愛の手帳3度または4度を所持する児童、または身体障がいであって身体障害者手帳5級又は6級（7級の診断を含む）を所持する児童、内臓疾患により身体障害者手帳の交付を受けた児童については手帳の等級にかかわらず、学童保育所における集団生活に耐えうるとの専門医師の診断のある児童、専門医師または市の指定する医師の診断書により、これらの要件に相当すると認められる児童
- ・健常児との集団保育に支障なく適応でき、常時医療面の配慮を必要としないこと
- ・通所に関しては、保護者等による送迎が可能であること。ただし、事業者が特別な理由があると認める場合にはこの限りではありません

※心身に障がいのある児童の入所については事前にご相談ください

※別に定める入所基準表に基づき審査があります

※後日、詳しく聞き取りをさせていただくこともあります。ご了承下さい

(1) 受入れ対象

学童クラブの入会要件を満たす小学校1～4年生の児童。

(2) 児童票について

児童の状況について、学童クラブでの育成にあたり必要な情報を記入いただくものです。入会申請時に一緒にご提出をお願い致します。

(3) 入会面談について

新1年生及び初めて入会申請する配慮を要する児童については、職員が保護者の方と児童同席の入会面談を行い、児童の状況についてお聞きします。

(4) その他

保護者の方の同意を得た上で、保育園や幼稚園、療育機関等から児童の療育の様子や育成上の留意点について聞き取りを行う場合があります。

Ⅲにじいろ武蔵小金井学童クラブ利用基準指数

１－（１）各保護者の状況及び基準指数

各保護者の状況			指数
類型	細目		
居宅外就労	午後 5 時以降に勤務等終了が週 4 日以上あることを常態とする場合		10
	午後 4 時から午後 5 時前に勤務等終了が週 4 日以上あることを常態とする場合		9
居宅内外就労 (勤務日数の 2 分の 1 以上が自宅外を就労場所とする場合)	午後 5 時以降に勤務等終了が週 4 日以上あることを常態とする場合		9
	午後 4 時から午後 5 時前に勤務等終了が週 4 日以上あることを常態とする場合		8
居宅内就労(自営業・フリーランス・個人事業主等) (勤務日数の 2 分の 1 を超える日数が居宅内を就労場所とする場合)	午後 5 時以降に勤務等終了が週 4 日以上あることを常態とする場合		8
居宅内就労(雇用されている方のリモートワーク) (勤務日数の 2 分の 1 を超える日数が居宅内を就労場所とする場合)	午後 5 時以降に勤務等終了が週 4 日以上あることを常態とする場合		7
就学又は就労のための技能取得		就労のための技能取得であり、在学証明書・受講カリキュラム票等の提出が可能な場合	就労に準ずる
疾病	入院	1 か月以上の長期入院の場合	10
	自宅療養	医師から安静療養を指示されているなどの理由で日中の大半を病床で過ごし、放課後児童の保護に当たることが相当の負担になる場合(精神疾患、感染症含む)	9
		上記以外の理由で適切な保護を行えない場合(理由明記)	6
障がい (身体障害者手帳 4 級以上、愛の手帳 4 度以上、精神障害者保健福祉手帳 3 級以上を交付されており、常態として児童の保護に当たれない状況にあること。具体的な内容については、申出書を提出する。)	身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2・3 度または精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の場合		10
	身体障害者手帳 3 級、愛の手帳 4 度または精神障害者保健福祉手帳 3 級の場合		8
	身体障害者手帳 4 級の場合		6
看護・介護等(親族等の看護・介護のために常態として児童の保護に当たれない状況にあること)	居宅外	放課後 3 時間以上適切な保護ができない日が週 4 日以上あることを常態とする場合	10
		放課後 2 時間以上適切な保護ができない日が週 4 日以上あることを常態とする場合	9
		放課後 1 時間 30 分以上適切な保護ができない日が週 4 日以上あることを常態とする場合	8
	居宅内	放課後 3 時間以上適切な保護ができない日が週 4 日以上あることを常態とする場合	6
		放課後 2 時間以上適切な保護ができない日が週 4 日以上あることを常態とする場合	5
		放課後 1 時間 30 分以上適切な保護ができない日が週 4 日以上あることを常態とする場合	4
ひとり親世帯及び不存在			10
継続利用	継続して利用希望をする場合		5
その他	上記以外の理由で適切な保護を行えない場合(理由明記)		協議

※「居宅内」とは、日常生活の場と同一の場で就労・看護等をしている場合をいい、自宅と作業場が同一建物・敷地または200m未満の居宅外就労・看護等も「居宅内」として扱います。

※就労等の時間には通勤（移動）時間も含まれます。

2 入会の審査・順位について

（１）利用の決定

利用要件（3ページ参照）に該当するかどうかを審査し利用を承認します。

（２）定員を超えた場合の利用の決定方法

第1期申請受付期間に申請され、かつ利用要件に該当する児童が定員を超えた場合は、指数（基準指数と調整指数を合算したもの）の高い順に、定員まで利用承認を行います。指数が同点だった児童が複数いる場合は、児童の保護が必要な状態を総合的に勘案し、原則として別に定める判定方法（下表参照）により順位を決定します。定員数以降の順位の方は「利用待機」となります。

●指数が同点の場合の利用児童の判定方法

判定順	調 整 要 件
1	特別な支援が必要な児童
2	学年の低い方
3	保護の必要な日の判定条件にあたる就労等の時間の4週間あたりの総時間数（保護者のうち時間の短い方）の多い児童
4	保護者の就労等が自宅外の児童
5	同居または同一敷地内の建物（隣接敷地内及び集合住宅を含む）に居住の祖父母または保護する人がいない児童
6	その他

Ⅳ 学童クラブの利用にあたって

1 学童クラブへの行き帰りについて

- (1) 学童クラブは、第一小学校からの通所につきまして全学年職員が引率を行います。詳細は別途ご案内致します。ご自宅からの通所につきましてはお子さんによる通所を原則としています。利用時間が17時を過ぎる場合は、保護者（又は大人の代理人）の方のお迎えが必要です。
- (2) 学校から自宅や塾、習い事等に行き、その後学童クラブを利用することはできません。
- (3) 障がい等のため行き帰りに介助が必要な場合は保護者の方の責任で介助者をつけていただく等お願いする場合がございます。

2 おやつ、食物アレルギー等について

学童クラブ利用時間内におやつ等の提供をします。

食物アレルギーのあるお子さんについては、申請の際、専門医の診断を受けた内容を利用申請書に記入してください。利用決定後に個別に状況をお聞きます。利用開始前に学校に提出した『学校生活管理指導表(食物アレルギー疾患用)』のコピーを提出していただくことがあります。食物アレルギーのあるお子さんについては、おやつや補食につきまして内容を調整させていただく場合があります。

3 お弁当について

学校休業日や土曜日など学校給食がない日は、お弁当が必要です。

長期休業期間中に、希望者へ注文弁当サービスを実施しています（別途実費負担）。

4 利用料の納付について

利用料のお支払いは、原則として口座振替をお願いしています。

口座振替の手続きについては、学童クラブの利用が決定してからとなりますので、後日、手続き方法についてお知らせいたします。

5 各種届け出について

申請書に記載した内容に変更が生じた場合、また、学童クラブの利用を辞退する、利用を休止する場合は、速やかに届け出てください。（届出用紙は学童クラブにあります）

異動届	申請事項（住所、勤務先、勤務状況）に変更があった時
学童クラブ退所届	申請後に利用を辞退する際にご提出ください

V 学童クラブの活動内容

下記の内容につきましては、入会説明会の際に再度ご説明させていただきます。

1 1日の流れ

(1) 通常授業日

時 間	児童の動き
13:30～	下校後、順次登所 自由遊び
15:00～	おやつタイム
16:00	自由遊び
16:50 17:00 18:00	帰りの会 1人帰り、一斉降所
18:00～	室内遊び
19:00	閉所

(2) 土曜日・学校休業日

時 間	児童の動き
8:00	開所・随時登所
9:30	学習の時間
10:00	自由遊び
12:00	昼食
12:30	食休み
13:00	自由遊び

以降は通常授業日と同じ流れです。

※下校時刻や行事などでおやつタイムが変更する場合があります。

2 持ち物について

(1) 学童クラブ利用初日までに用意するもの

- ・着替え（上着・ズボン・下着・靴下など）一式
- ・汚れ物を入れるビニール袋
- ・置き傘
- ・上履き
- ・防災ずきん

(2) 毎日持ってくるもの

- ・連絡帳
- ・ハンカチ(タオル)、ティッシュ

※持ち物には必ず名前を記入してください。

(3) おもちゃ・お金・携帯電話など

学校や学童クラブで必要のないもの（現金・おもちゃ・シール・カード類など）は、トラブルの原因になりますので、持たせないようにしてください。万が一、持ち込んでしまった場合の破損・紛失につきましては責任を負いかねます。また、お子さんをお預かりしている時間、携帯電話の使用・充電はできません。お子さんに連絡がある場合は、学童クラブの電話にご連絡ください。

3 急病・怪我の場合

(1) 緊急連絡先について

お子さんのケガや体調について、急を要する事態が発生した場合は、入会申請書に記載されている緊急連絡先にご連絡いたします。緊急連絡先に変更があった場合は、すみやかに学童クラブまでお知らせください。

(2) 急病・怪我が起きた場合

育成中の、病気（発熱や腹痛等）や怪我の場合、応急処置はいたしますが、症状や状態によっては保護者に連絡し、お迎えをお願いすることがあります。また怪我の程度、部位によって保護者連絡の上、病院に連れて行くことがあります。

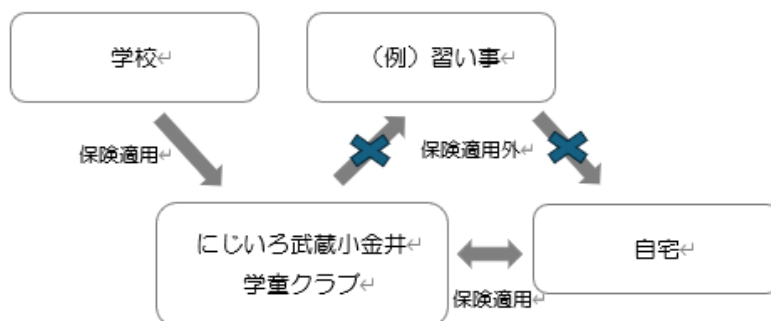
4 投薬について

学童クラブでの投薬は行いません。薬のお預かりもいたしません。

5 保険について

傷害保険が適用になります。

適用範囲は、育成時間中と学校⇒学童クラブへ向かう際中、自宅⇄学童クラブの行き帰りです。



6 災害等緊急時の対応について

学校の指示に従い、学童クラブは、警戒宣言が発令されると、解除されるまで事業を休止します。また、大規模災害が発生した時も同様です。このような場合は、すみやかにお子さんの引き取りをお願いいたします。

【学童クラブの対応と引き取りルール】

（１）学校にいる時間帯

直接、学校に引き取りをお願いいたします。学童クラブでは対応いたしません。

（２）学童クラブに出席している時間帯

- ・保護者または入会申請書で指定している代理の方へ、直接引き渡しを行います。
- ・引き取りの際、必ず支援員のチェックを受けてください。
- ・引き取り代理人の方以外には、引き渡しできません。引き取り代理人の変更や増える場合には、必ずお知らせください。
- ・お子さんを引き渡すまでは、支援員が保護をいたします。

（３）戸外活動を行っている時

- ・原則として学童クラブに戻ります。帰所後は（２）と同様の対応をいたします。
- ・学童クラブに戻ることができない状況の場合は、現地の官公庁と連絡をとり、臨機応変に対応いたします。

【台風などの荒天の場合】

- ・登校時は学校の指示に従い、その間は自宅待機をしてください。やむを得ない事情により家庭で保護者が児童の面倒を見られない場合は、午前9時35分より育成致します。午前から学童クラブを利用する際は必ずご連絡のうえ、児童の安全を第一に考え必ず保護者が送り届けるようお願い致します。

7 お問い合わせについて

ご質問などは、下記連絡先までお問い合わせください。

【施設】 にじいろ武蔵小金井学童クラブ

東京都小金井市本町6-2-30 SOCOLA武蔵小金井クロス 4階
電話番号未定

【本社】 ライクキッズ株式会社

東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号 渋谷マークシティウエスト17階
03-6431-9794



運営事業主体 ライクキッズ株式会社

本 社：東京都渋谷区道玄坂1-12-1 渋谷マークシティウエスト17F
TEL：03-6431-9794